

入院時食事療養費について

当院は、厚生労働大臣が定める基準により、入院時の食事療養を提供する保険医療機関です。

入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食は午前8時頃、昼食は午後0時頃、夕食は午後6時頃)適温で提供しております。

なお、患者さんの食事療養標準負担額は、健康保険法施行規則等の一部改正により、2024年6月1日から下記のとおりです。

	対象者の分類	食事療養標準負担額	
A	B, C, Dのいずれにも該当しない方	1食につき490円	
B	小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者 (低所得者Ⅱ、又は低所得者Ⅰに該当しない方)	1食につき280円	
C	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき230円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき180円
D	低所得者Ⅰ	1食につき110円	

* 低所得者Ⅱ

世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方

* 低所得者Ⅰ・・・①又は②の方

①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

②老齢福祉年金受給権を有する方

* C、Dの適応を受けるためには、加入されている医療保険者に、患者さんが「標準負担額減額認定証」の交付申請をして入院中にご提示していただく必要があります。

2024年6月1日 病院長